



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(七件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…二
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…五

告示

●東京都告示第百十一号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- 平成三十年二月二日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量)(街区多角点及び三

級基準点)  
 三 測量の区域 中央区銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、築地四丁目及び築地五丁目各地内  
 四 測量の期間 平成三十年一月四日から同年三月二十三日まで

●東京都告示第百十二号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- 平成三十年二月二日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月九日から同年三月三十日まで

●東京都告示第百十三号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- 平成三十年二月二日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 八王子市

二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)  
 三 測量の区域 八王子市元本郷町三丁目地内  
 四 測量の期間 平成二十九年十二月八日から平成三十年三月十四日まで

●東京都告示第百十四号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- 平成三十年二月二日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月八日から同年三月二十日まで

●東京都告示第百十五号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- 平成三十年二月二日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 日野市
- 二 測量の種類 公共測量(デジタル撮影)
- 三 測量の区域 日野市地内

四 測量の期間 平成三十年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市本多一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月十五日から同年三月二十九日まで

●東京都告示第百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点設置)
- 三 測量の区域 狛江市岩戸北四丁目及び岩戸南三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年二月一日から同年三月二十三日まで

●東京都告示第百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年一月十五日	小平市小川東町五丁目千九百八十三番一の一部	延長 二・八二 幅員 四・〇〇

●東京都告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成三十年二月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一(一) 路線名 王子金町江戸川
- (二) 変更の区間 北区豊島五丁目二番一地先から同所同番三地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示①のとおり

- 二(一) 路線名 新荒川堤防
- (二) 変更の区間 北区豊島五丁目二番一地先から同所同番三地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示②のとおり

別図

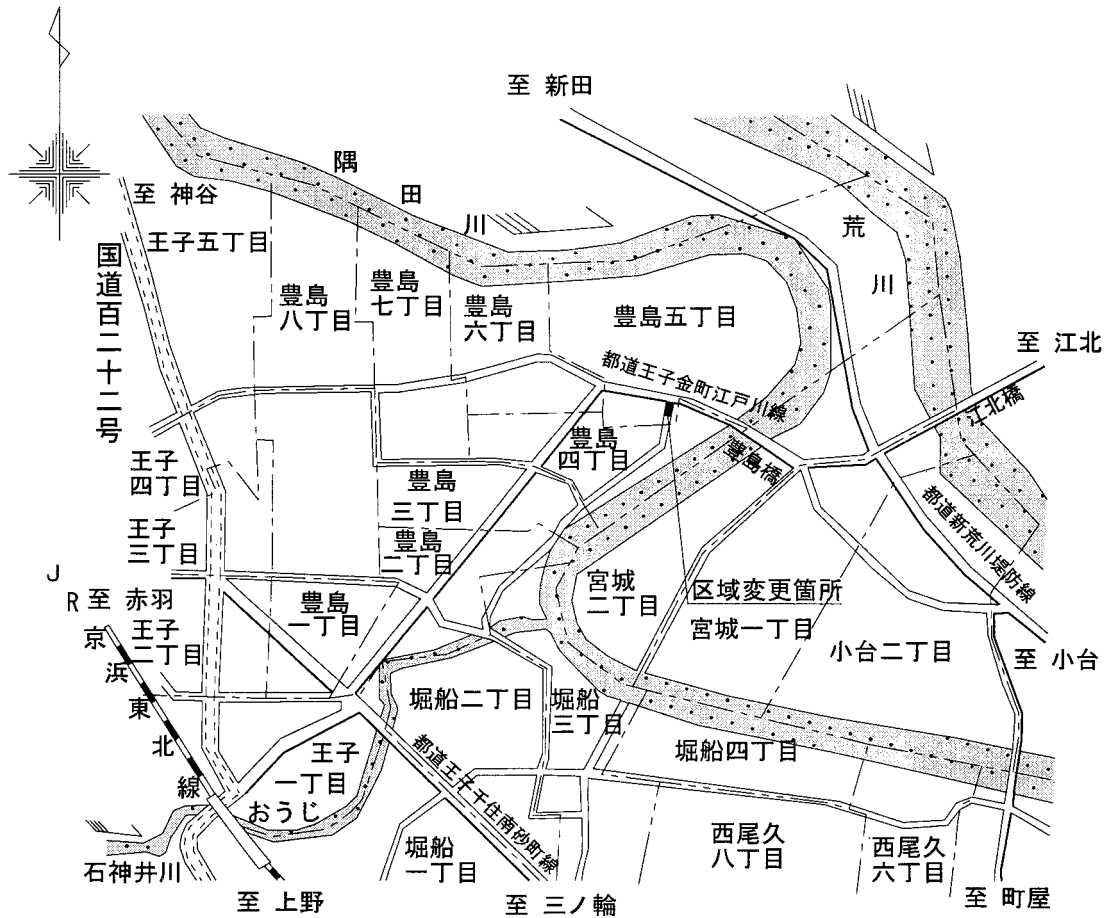
都道王子金町江戸川線

都道新荒川堤防線

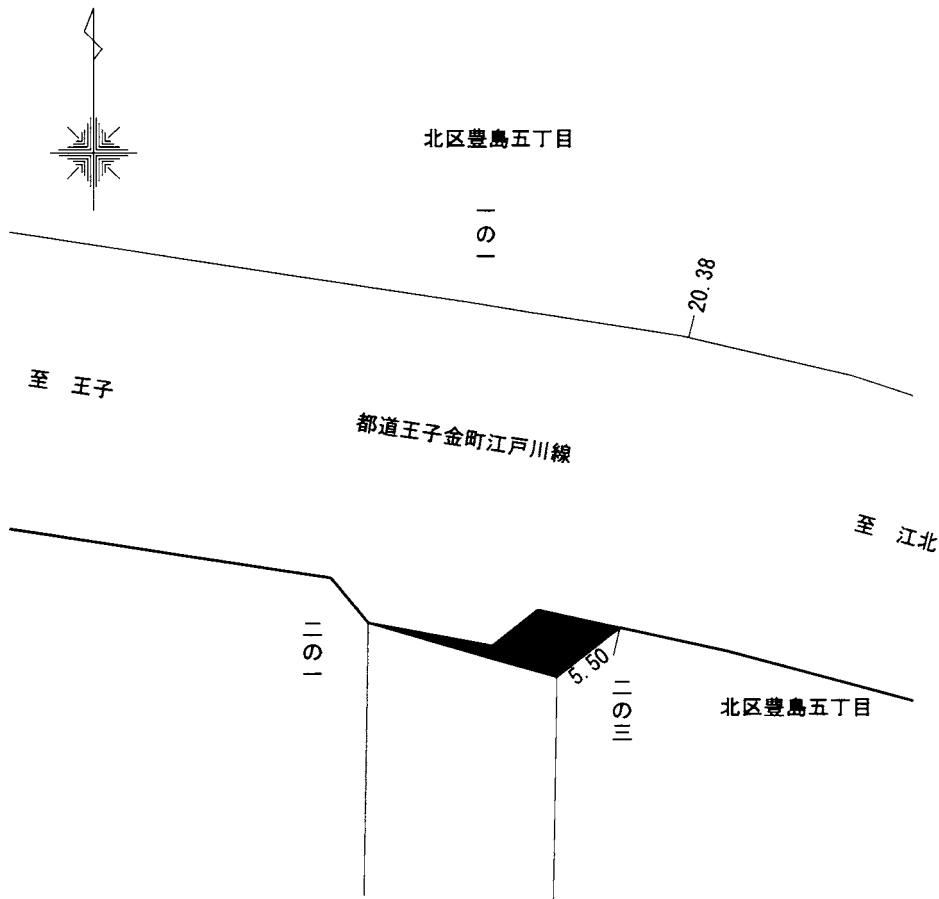
区域変更略図

北区豊島五丁目地内

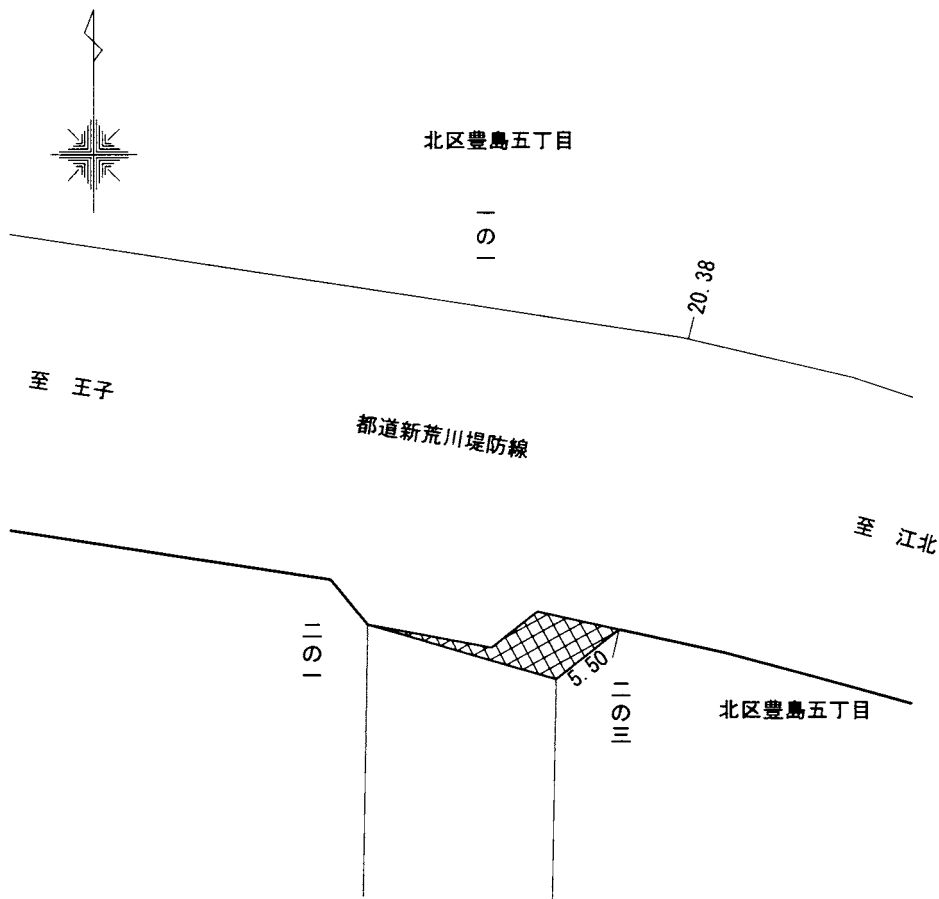
- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域
- ①都道王子金町江戸川線  
延長 一七・七七メートル  
面積 二六・九三平方メートル
- 重用編入区域
- ②都道新荒川堤防線  
(都道王子金町江戸川線との重用編入)  
延長 一七・七七メートル  
面積 二六・九三平方メートル



① 都道王子金町江戸川線



② 都道新荒川堤防線



公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成三十年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

清瀬市下宿二丁目四百六十八番一  
西東京市北原町三丁目二番  
二十二号

株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001